設計共同企業体協定書（構成員）

（目的）

第１条　当設計共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

大館市発注に係る大館市本庁舎建設基本設計業務（以下、単に「業務」という。）

（名称）

第２条　当設計共同企業体は、 　　　　　　　　　　　　　設計共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を　　　県　　　市　　　町　　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、　　　年　　　月　　　日に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過する日までの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、業務を受注することができなかったときは、当共同体は、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称等）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

所在地

商号又は名称

代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代表者の名称）

第６条　当共同体は、　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、大館市及び代表企業選定者と折衝する権限、設計プロポーザル手続等に係る諸手続を行う権限、当共同体に属する財産を管理する権限、その他業務の履行に関し、諸届、諸報告の提出に関する権限及び上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し大館市と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し、大館市と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の業務の分担は、大館市本庁舎建設基本設計プロポーザルの代表企業選定者との協議により定めるものとする。

（運営委員会）

第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第10条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第11条　業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第12条　構成員がその分担業務に関し、大館市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第14条　構成員は、当共同体が業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第15条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、大館市の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び大館市の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して、破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第16条　当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　は、以上のとおり 　　　　　　　　　　　設計共同企業体協定を締結したので、その証として本書を　　　通作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代表者 　　　　　　　　　　　　　　　　印